

さりげなく、ともに生きる！！
「おもいやりの町、しもすわ」をめざして。

2018年1月号 No.247

発行人・濱 克典

編集・社会福祉法人

下諏訪町社会福祉協議会

社協だより

新年あけまして おめでとうございませす

皆様方におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。また、日頃から当協議会の事業に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

会長に就任して半年、いまだ至らぬ点も多いと思いますが、さらなる地域福祉向上のため、全力で取り組んでまいります。下諏訪町に社協が設立されてから六十五年。多くの先輩の皆様が築き上げ、引き継がれて今日の社協があることの責任の重さを実感しております。

さて、社会福祉法の改正により、社会福祉協議会が高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や事業運営の透明化を進めるとともに、地域における公益的な取組を実施することなどが期待されています。新しい定款に則り、役員一同気持ちを新たに、誰が安心して生活を続けられる地域づくりを目指し努力してまいります。介護保険制度では、地域包括ケア

システムの構築を目標に、高齢になり介護が必要になっても、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを続けることができる地域を作っていくという取り組みが、全国で展開されています。このため地域における支え合いやつどいの場づくりが重要視されるようになってきました。当町でも生活支援体制整備推進協議体を設け、地域で懇談会を開いたり生活支援ボランティア講座などを実施しています。

「地域の支えあい・助けあいアンケート」の結果を見ますと、雪かきや災害時などの手助けができることと回答された方が多くいらっしゃいます。自立した生活はもちろん大事なことです。気軽に近所に手助けをお願いできるような環境を作っていくこともまた必要なことと思えます。高齢化が著しい、若い人が少ないなど課題もあると思いますが、地域に合った支えあいをいっしょに考えてまいります。

地域包括支援センターは、高齢者

の生活をサポートする総合窓口です。介護保険や認知症、権利擁護のことなどお気軽にご相談ください。このほか社協ではホームヘルプサービスや障害福祉サービス事業等を実施しています。

友之町で運営している「にこっと」は、気軽に集まれる場所として、高齢者の皆様をはじめ多くの方にご利用いただいています。また、昨年十一月にはイオン諏訪店様との協働により、同店内に新たなコミュニティスペース「ぷらっとひろば」を開設しました。お買物の折りにぜひお立ち寄りください。

結びになりますが、本年も、全ての方が安心して生活を続けられる地域づくりを目指して更なる努力をしておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健康、ご多幸を心からお祈り申し上げます。年頭のあいさつといたします。



下諏訪町社会福祉協議会

会長 濱 克典

社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会 定款 紹介コーナー

※ 社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会定款（昭和51年10月27日認可）の全部改正が行われましたので今年度の社協だよりの中で紹介をしていきます。全9回の予定です。今回は6回目になります。

第6章 理事会（前号よりの続きになります。）

（招集）

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次に理事会を招集する。
- 3 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次に理事会を招集する。

（議長）

第30条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

（決議）

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した会長、監事並びに理事から選出された議事録署名人1人は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

（会員）

第33条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、本会会員及び会費規程（昭和51年規程第1号）による。

第8章 部会及び委員会

（部会及び委員会）

第34条 本会に部会又は委員会を置くことができる。

- 2 部会又は委員会は、専門的な事項について、本会の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第9章 事務局及び職員

（事務局及び職員）

第35条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 本会に事務局長を1人置くほか、職員若干人を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、本会事務局及び職員規程（平成26年規程第4号）による。
- 4 事務局長は、本会事務専決及び代決規程（平成26年規程第5号）において定めるところにより、業務を分担執行する。

第10章 資産及び会計

（資産の区分）

第36条 本会の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

（1）定期預金 100万円

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

ひきこもり状態から
抜け出したい

生活に困っているが
頼れる人がいない

借金を抱え、住む家も
なくなりそう…

生活や仕事などでお困りの方の総合的な支援を行います。



まいさぼ信州諏訪

受付時間【9:30~17:00】

諏訪市豊田283 第2飯田ビル3F

TEL:0266-75-1202 FAX:0266-75-1621 e-mail:ps-suwa@nsyakyou.or.jp

下諏訪町社会福祉協議会では、身近な窓口としてまいさぼ出張相談所を設置しています。
お気軽にご相談ください。27-8886



社協健康教室

講座①：講師 寺島 清 さん 講座②：講師 社協職員

開催時間：午後1時30分～2時30分

※事前申し込み不要

日	曜日	講座①寺島	講座②社協	日	曜日	講座①寺島	講座②社協
1	月			16	火	富部公民館	
2	火			17	水		明新館
3	水			18	木		萩倉公会所
4	木	萩倉公会所		19	金	菅野町会館	
5	金	赤砂公会所		20	土		
6	土		送迎あり 星が丘・富部・ 菅野町と合同	21	日		
7	日			22	月		高木公民館
8	月			23	火	社東町公民館	
9	火		社東町公民館	24	水	第九区公会所	
10	水	明新館 ←	送迎あり 平和館と合同	25	木		四王公会所
11	木	四王公会所		26	金		清水町公会所
12	金	高木公民館		27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月		
15	月			30	火		
				31	水		

◆祝日・年末年始や都合のため、講座の予定が変更になることがあります。

※2017年12月30日～2018年1月3日まで年末年始期間のため、お休みです。

※星が丘・富部・菅野町・社東町合同健康教室 送迎予定

12:45 第九区公会所 → 13:05 富部公民館 → 13:10 菅野町会館 → 社東町公民館

※平和館・明新館合同健康教室 送迎予定

13:00 平和館前 → 明新館

【お問い合わせ】 社協・生活応援センター TEL 27-8886

下諏訪町ボランティア連絡協議会

昔の遊びで もいあがろう!

1月27日(土) 10:00~14:00

下諏訪町老人福祉センター 2階



お子さんから一般の方まで
どなたでも大歓迎!
わたしも遊びに行くよ♡

参加費
小学生以上
100円

10:00 オープニング「子育てふれあいセンターぽけっとの
先生の準備体操」

10:20 ふれあい遊びでもりあがろう!

「かるた」「トランプ」「花札」「おりがみ」「将棋」
「五目ならべ」「けん玉」「てづくり手芸」

12:00 カレーライスふるまい

ボランティアさんの手作りカレーです ※数に限りがあります

12:40 たもん先生のすごい技コーナー 〈一輪車技など乞うご期待!〉

13:50 下諏訪町ボランティア連絡協議会 会長のお話

お問い合わせ 下諏訪町ボランティア連絡協議会 事務局(下諏訪町社会福祉協議会内) 26-3377 元村